

霧島市税条例の一部改正について

霧島市税条例の一部を次のように改正する。

令和 4 年 2 月 2 1 日 提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市税条例の一部を改正する条例

霧島市税条例（平成17年霧島市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第74条の2の次に次の1条を加える。

（現所有者の申告）

第74条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第75条第1項中「規定により」の次に「、又は現所有者が前条の規定により」を加える。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の霧島市税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）により、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、登記名義人等が死亡している場合における現所有者に賦課徴収に関し必要な事項を申告させることができる制度が創設されたことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。